

- (六) 国及び地方公共団体における障害者雇用推進者及び障害者職業生活相談員の選任
  - (1) 国及び地方公共団体の任命権者は、厚生労働省令で定めるところにより、障害者の雇用の促進及びその雇用の継続を図るために必要な施設又は設備の設置又は整備その他の諸条件の整備を図るための業務、障害者活躍推進計画の作成及び障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組の円滑な実施を図るための業務等を担当する者を選任しなければならないこととした。(第七八条第一項関係)
  - (2) 国及び地方公共団体の任命権者は、厚生労働省令で定める数以上の障害者(身体障害者、知的障害者及び精神障害者(厚生労働省令で定める者に限る。))に限り、その職務が勤務する事業所においては、その勤務する職員であつて、厚生労働大臣が行う講習を修了したもののその他厚生労働省令で定める資格を有するものうちから、厚生労働省令で定めるところにより、障害者職業生活相談員を選任し、その者にその勤務する障害者である職員の職業生活に関する相談及び指導を行わせなければならないこととした。(第七九条第一項関係)
  - (七) 国及び地方公共団体の任命権者に対する解雇の届出義務の適用
    - 国及び地方公共団体の任命権者は、障害者である職員を免職する場合(職員の責めに帰すべき理由により免職する場合その他厚生労働省令で定める場合を除く。)には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならないこととした。(第八一条第二項関係)
    - 2 国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握に関する措置
      - (一) 当該機関に勤務する職員又は当該事業主が雇用する労働者が対象障害者であるかどうかの確認は、厚生労働省令で定める書類により行うものとする。こととした。(第三八条第六項及び第四三条第九項関係)
      - (二) 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、国及び地方公共団体の任命権者に対して、(一)の確認の適正な実施に関し、勧告をすることができるとした。(第三八条第七項関係)

- (三) 国及び地方公共団体の任命権者並びに民間の事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、対象障害者の確認に関する書類で厚生労働省令で定めるものを保存しなければならないこととした。(第八一条の二関係)
- (四) 厚生労働大臣又は公共職業安定所長は、この法律を施行するため必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、国又は地方公共団体の任命権者に対し、障害者の雇用の状況その他の事項についての報告を求めることができることとした。(第八二条第一項関係)
- 3 施行期日等
  - (一) 検討
    - 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。こととした。(附則第四条関係)
  - (二) 施行期日
    - この法律は、一部の規定を除き、平成三二年四月一日から施行することとした。
- ◇成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(法律第三七号)(内閣府本部)
  - 1 国家公務員法等の各法律に定める資格、職種、営業許可等における成年被後見人等の権利の制限に係る措置について適正化を図るとともに、所要の手続規定を整備することとした。
  - 2 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を経過した日から施行することとした。
- ◇成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整理等に関する政令(政令第二七号)(厚生労働省)
  - 1 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(以下「整備法」という。)の施行に伴い、厚生労働省関係政令について所要の規定の整理等を行うこととした。(第一条第一項関係)
  - 2 この政令は、一部の規定を除き、整備法の施行の日(公布の日から起算して三月を経過した日)から施行することとした。

法 律

民法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年六月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第三十四号

民法等の一部を改正する法律(民法の一部改正)

第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第八百七条の五中「一に六歳」を「一に十五歳」に改め、ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

特別養子縁組が成立するまでに十八歳に達した者についても、同様とする。

第八百七条の五に次の二項を加える。

2 前項前段の規定は、養子となる者が十五歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合において、十五歳に達するまでに第八百七条の二に規定する請求がされなかったことについてやむを得ない事由があるときは、適用しない。

3 養子となる者が十五歳に達している場合においては、特別養子縁組の成立には、その者の同意がなければならない。

(家事事件手続法の一部改正)

第二条 家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条の五中「第一百六十四条第一項及び第二項において同じ」を「第一百六十四条において同じ。」(特別養子適格の確認の審判事件(同条第二項に規定する特別養子適格の確認についての審判事件をいう。第六百六十四条の二第二項及び第四項において同じ。))を含む」に改める。

第六百六十四条第八項第一号中「の父母、養子となるべき者に対し親権を行う者で養子となるべき者の父母でないもの、養子となるべき者の未成年後見人、養子となるべき者の父母に対し親権を行う者及び養子となるべき者の父母の後見人」を「及び第六項第二号に掲げる者」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第六項及び第七項を削り、同条第五項中「第三項第二号及び第三号」を「第六項第二号」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の五項を加える。

9 特別養子縁組の成立の審判は、養子となるべき者の年齢及び発達の程度その他一切の事情を考慮してその者の利益を害すると認める場合には、その者に告知することを要しない。ただし、養子となるべき者が十五歳に達している場合は、この限りでない。

10 特別養子縁組の成立の審判は、養子となるべき者の父母に告知することを要しない。ただし、住所又は居所が知れている父母に対しては、審判をした日及び審判の正文を通知しなければならない。

11 家庭裁判所は、第二項の規定にかかわらず、特別養子縁組の成立の審判を、特別養子適格の確認の審判と同時にすることができ、この場合においては、特別養子縁組の成立の審判は、特別養子適格の確認の審判が確定するまでは、確定しないものとする。

12 家庭裁判所は、前項前段の場合において、特別養子適格の確認の審判を取り消す裁判が確定したときは、職権で、特別養子縁組の成立の審判を取り消さなければならない。

13 特別養子縁組の成立の審判は、養子となるべき者が十八歳に達した日以後は、確定しないものとする。この場合においては、家庭裁判所は、職権で、その審判を取り消さなければならない。

第百六十四条第四項を削り、同条第三項後段を削り、同項第一号中「の父母」を「二十五歳以上のものに限り」に改め、同項第二号中「前号に掲げる」を「養子となるべき者の父母及び養子となるべき者の親権者に対し親権を行う」に改め、同項第三号を削り、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 特別養子適格の確認の審判（児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判を含む。以下この項において同じ。）は、特別養子縁組の成立の審判事件の係属する裁判所を拘束する。この場合において、特別養子適格の確認の審判は、特別養子縁組の成立の審判事件との関係においては、特別養子縁組の成立の審判をする時においてしたものとみなす。

第百六十四条第二項中「及び養子となるべき者の父母」を「並びに養子となるべき者及び申立人の配偶者である民法第八百七十七条の三第二項ただし書に規定する他の一方」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 養子となるべき者は、特別養子適格の確認（養子となるべき者について民法第八百七十七条の六に定める要件があること及び同法第八百七十七条の七に規定する父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不相当であることその他特別の事情がある場合に該当することについての確認をいう。以下この条及び次条において同じ。）の審判（申立人の同条第一項の規定による申立てによりされたものに限る。）を受けた者又は児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判（特別養子縁組の成立の申立ての日の六箇月前の日以後に確定したものに限り）を受けた者でなければならぬ。

3 養子となるべき者の親権者（申立人の配偶者である民法第八百七十七条の三第二項ただし書に規定する他の一方を除く。以下この項において同じ。）及びその親権者に対し親権を行う者は、特別養子縁組の成立の審判事件において養子となるべき者を代理して手続行為をすることができない。

4 養子となるべき者の父母（申立人の配偶者である民法第八百七十七条の三第二項ただし書に規定する他の一方を除く。第十項において同じ。）は、第四十二条第一項及び第三項の規定にかかわらず、特別養子縁組の成立の審判事件の手続に参加することができない。

15 養子となるべき者（十五歳未満のものに限る。）による特別養子縁組の成立の審判に対する即時抗告の期間は、養子となるべき者以外の者が審判の告知を受けた日（二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）から進行する。

第百六十四条の次に次の一条を加える。

（特別養子適格の確認の審判事件）

第百六十四条の二 家庭裁判所は、養親となるべき者の申立てにより、その者と養子となるべき者との間における縁組について、特別養子適格の確認の審判をすることができる。ただし、養子となるべき者の出生の日から二箇月を経過する日まで及び養子となるべき者が十八歳に達した日以後は、この限りでない。

2 特別養子適格の確認の審判事件は、養親となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

3 特別養子適格の確認の申立ては、特別養子縁組の成立の申立てと同時にしなければならない。

4 第百八十条の規定は、特別養子適格の確認の審判事件における養親となるべき者並びに養子となるべき者及び養子となるべき者の父母について準用する。

5 民法第八百七十七条の六本文の同意は、次の各号のいずれにも該当する場合には、撤回することができない。ただし、その同意をした日から二週間を経過する日までは、この限りでない。

一 養子となるべき者の出生の日から二箇月を経過した後にされたものであること。

二 次のいずれかに該当するものであること。

イ 家庭裁判所調査官による事実の調査を経た上で家庭裁判所に書面を提出してされたものであること。

ロ 審問の期日においてされたものであること。

6 家庭裁判所は、特別養子適格の確認の審判をする場合には、次に掲げる者の陳述を聴かなければならない。この場合において、第二号に掲げる者の同意がないにもかかわらずその審判をするときは、その者の陳述の聴取は、審問の期日においてしなければならない。

一 養子となるべき者（十五歳以上のものに限る。）

二 養子となるべき者の父母

三 養子となるべき者に対し親権を行う者（前号に掲げる者を除く。）及び養子となるべき者の未成年後見人

四 養子となるべき者の父母に対し親権を行う者及び養子となるべき者の父母の後見人

7 家庭裁判所は、特別養子縁組の成立の申立てを却下する審判が確定したとき、又は特別養子縁組の成立の申立てが取り下げられたときは、当該申立てをした者の申立てに係る特別養子適格の確認の申立てを却下しなければならない。

8 家庭裁判所は、特別養子適格の確認の申立てを却下する審判をする場合には、第六項第二号及び第三号に掲げる者の陳述を聴かなければならない。

9 特別養子適格の確認の審判は、第七十四条第一項に規定する者のほか、第六項第三号及び第四号に掲げる者に告知しなければならない。

10 特別養子適格の確認の審判は、養子となるべき者の年齢及び発達の程度その他一切の事情を考慮してその者の利益を害すると認められる場合には、その者に告知することを要しない。

11 家庭裁判所は、特別養子適格の確認の審判をする場合において、第六項第二号に掲げる者を特定することができないときは、同号及び同項第四号に掲げる者の陳述を聴くこと並びにこれらの者にその審判を告知することを要しない。

12 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 特別養子適格の確認の審判 養子となるべき者及び第六項第二号から第四号までに掲げる者

二 特別養子適格の確認の申立てを却下する審判 申立人

13 養子となるべき者による特別養子適格の確認の審判に対する即時抗告の期間は、養子となるべき者以外の者が審判の告知を受けた日（二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）から進行する。

14 特別養子縁組の成立の申立てを却下する審判が確定したとき、又は特別養子縁組の成立の申立てが取り下げられたときは、当該申立てをした者の申立てによる特別養子適格の確認の審判は、その効力を失う。

第百三十四条中「及び児童相談所長」を「児童相談所長」に、「は」を「及び児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件（同表の百二十八の三の項の事項についての審判事件をいう。以下この節において同じ。）は」に改める。

第百三十五条中「未成年後見人及び児童」の下に「並びに児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件における児童及びその父母」を加える。

第百三十六條に次の一項を加える。

3 第百六十四条の二第六項及び第八項の規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。

第二百三十七条に次の一項を加える。  
 2 第六十四條の二第九項から第十一項までの規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。  
 第二百三十八條に次の一項を加える。  
 2 第六十四條の二第二項及び第十三項の規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。  
 第二百三十九條を次のように改める。

(児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判の特則)

第二百三十九條 家庭裁判所は、児童の出生の日から二箇月を経過する日まで及び児童が十八歳に達した日以後は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判をすることができない。  
 2 第六十四條の二第五項の規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。  
 別表第一の百二十八の二の項の次に次のように加える。

百二十八の三	児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認	児童福祉法第三十三條の六の二第一項
--------	------------------------	-------------------

(児童福祉法の一部改正)  
 第三条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。  
 第一条第一項第二号ト中「特別養子縁組」の下に「(第三十三條の六の二において「特別養子縁組」という。)を加える。  
 第三十三條の六の次に次の二條を加える。  
 第三十三條の六の二 児童相談所長は、児童について、家庭裁判所に対し、養親としての適格性を有する者との間における特別養子縁組について、家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)第六十四條第二項に規定する特別養子適格の確認を請求することができる。  
 児童相談所長は、前項の規定による請求に係る児童について、特別養子縁組によつて養親となることを希望する者が現に存しないときは、養子縁組里親その他の適当な者に対し、当該児童に係る民法第八十七條の二第一項に規定する請求を行うことを勧奨するよう努めるものとする。  
 第三十三條の六の三 児童相談所長は、児童に係る特別養子適格の確認の審判事件(家事事件手続法第三十三條の五に規定する特別養子適格の確認の審判事件をいう。)の手続に参加することができる。

前項の規定により手続に参加する児童相談所長は、家事事件手続法第四十二條第七項に規定する利害関係参加人とみなす。

附 則

(施行期日)  
 1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。  
 (経過措置)

2 この法律の施行の際現に係属している特別養子縁組の成立の審判事件に関する養子となる者の年齢についての要件及び当該審判事件の手続については、なお従前の例による。  
 (政令への委任)

3 前項に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

法務大臣 山下 貴司  
 厚生労働大臣 根本 匠  
 内閣総理大臣 安倍 晋三

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年六月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第三十五号

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成十七年法律第十八号)の一部を次のように改正する。  
 第二条に次の一項を加える。

2 この法律において「公共工事に関する調査等」とは、公共工事に関し、国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。)、又は地方公共団体が発注する測量、地質調査その他の調査(点検及び診断を含む。)及び設計(以下「調査等」という。)をいう。  
 第三条第一項中「並びに公共工事」を「並びに公共工事等(公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。)」に改め、同条第二項中「その品質が」の下に「工事等(工事及び調査等をいう。以下同じ。)」を加え、同条第三項中「施工技術」の下に「及び調査等に関する技術」を加え、「それ」を「それら」に改め、同条第四項中「公共工事の発注者(第二十四条を除き、以下)を「公共工事等の発注者(以下単に「工事」を「工事等」に改め、同条第五項中「で工事」を「で工事等」に改め、鑑み」の下に「地盤の状況に関する情報その他の工事等に必要情報的確に把握され」を、「工夫」の下に「が活用されること」を加え、同条第七項中「の育成及び確保について配慮がなされる」を「が育成され、及び確保され」とともに、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施される体制が整備される」に改め、同条第十項を削り、同条第九項中「並びに」の下に「公共工事等の」を加え、「公共工事」を「公共工事等」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「当たっては」の下に「公共工事等の」を加え、「公共工事の適正な施工」を「公共工事等の適正な実施」に、「受注者」を「公共工事等の受注者(以下単に「受注者」という。)」に、「建設業者」を「建設業者等」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約(下請契約を含む。)の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法(大正十一年法律第七十号)等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料(第八条第二項において単に「保険料」という。)等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期(以下「工期等」という。)を定める公正な契約を締結し、その請負代金ができる限り速やかに支払う等信義に從つて誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。